

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 3 年 8 月 19 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 2 番
質問者 鈴木 たつお

記

1. 緊急事態宣言下における行政サービスについて

東京都は 7 月 12 日から 9 月 12 日まで 4 回目の緊急事態宣言の発出を要請した。緊急事態宣言により市民の経済活動や日常生活で様々な制限が行われている。また一部の行政サービスを停止させることで、市民の日常生活に様々な影響を与えている。「With コロナ」と叫ばれて久しいが、行政サービスもコロナ禍において、今までのやり方ではない行政サービスの提供が求められる。以下のとおり当市の現状と方向性について伺う。

- ①令和 2 年 1 2 月議会の一般質問で緊急事態宣言下の公民館利用のテレワーク利用を提案させていただき 9 カ月が経過した。どのような検討がされ、どのような状況なのかを伺う。
- ②令和 3 年度予算特別委員会にて、GIGA スクールとの連携、およびエコシステム並びにコロナ感染対策の見地から「電子図書」の予算化を要望した。各市でコロナ対策の見地から電子図書の予算化と実施が急速に行われた。当市の見解について、改めて伺う。
- ③ 3 回目の緊急事態宣言が行われ、年内に国民全体のワクチン接種が見込まれない現状において、市長も述べられた「With コロナ」を見据えた行政サービスが問われていると考える。コロナ禍が継続する中、また緊急事態宣言が繰り返される日常の中で、非日常が日常と考えるパラダイムシフトが起きている。コロナ禍における行政サービスの継続性の観点と、コロナ対策の観点で「電子図書」及び「公民館のテレワーク」利用提案を行った。改めて市長に提案内容の実施の有無を伺う。